

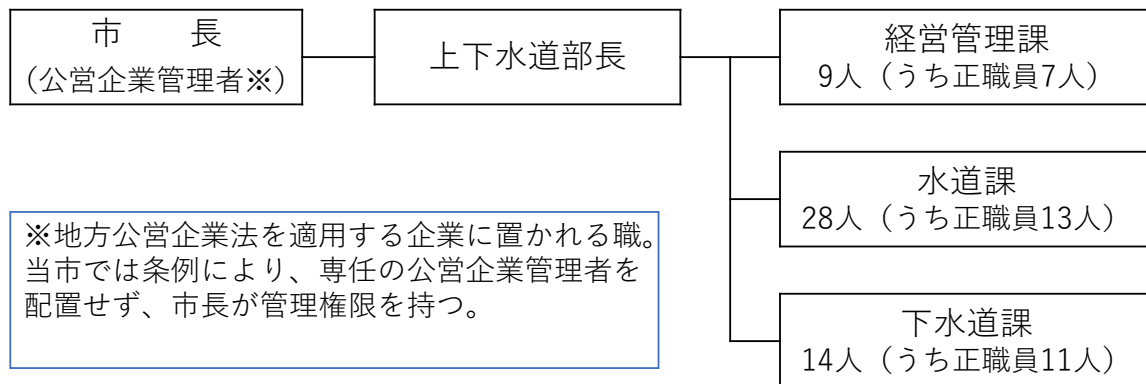


横手市 上下水道事業の概要

YOKOTE CITY

令和 8 年 7 月 9 日 上下水道事業経営協議会資料

1 - 1 横手市上下水道部組織図



料金徴収業務、一部施設の維持管理については民間事業者に委託している。

1

1 - 2 上下水道事業の課題

- ◇ 給水人口・排水処理人口の減少などによる収益の低下
- ◇ 効率的な運営を図るために必要な施設の統廃合や
規模縮小などの合理化
- ◇ 経年劣化による運転効率の低下や破損事故の発生を
抑制するための計画的な設備更新
- ◇ 環境の変化による水源の不安定化への対応
- ◇ 気候変動による大雨を想定した雨水排水対策

2

1 - 3 上下水道事業は地方公営企業

1 企業としての性格

- ・ 地方公営企業は地方公共団体（横手市）が設置し経営する企業
- ・ 事業を行うため事業より生じる収入をもって充てる（料金制）

2 財務及び会計

- ・ 水道事業、下水道事業など経理事業ごとに特別会計を設置
- ・ 官庁会計方式（現金主義）ではなく、複式簿記に基づく財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書）により会計処理をし、基本、独立採算制としている
- ・ 一般会計等に比べ決算の確定が3ヶ月早い

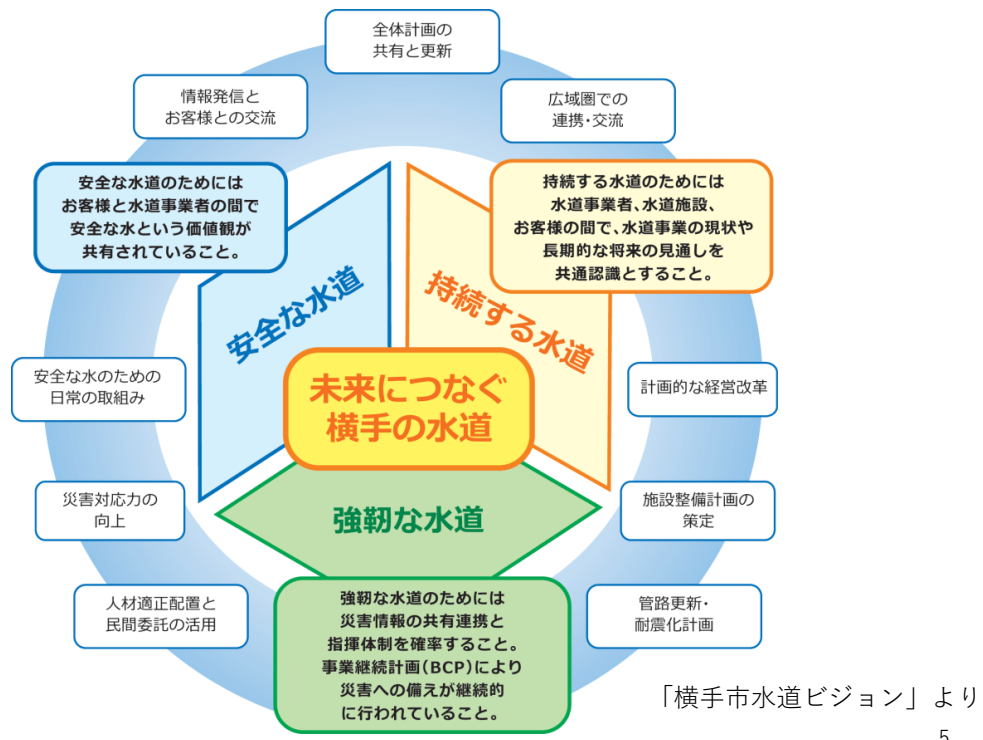
3

1 - 4 水道事業における経営分析の例

分析項目	分析法	解説	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 速報値	令和6年度 類似事業 全国平均
供給単価 (円/㎡)	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$	水の供給1㎡当たりの収入。	211.46	212.60	212.16	198.75
給水原価 (円/㎡)	$\frac{\text{経常費用-（受託工事費+附帯工事費+材料及び不用品売却原価+長期前受金戻入）}}{\text{年間総有収水量}}$	水の供給1㎡当たりの費用。供給単価が給水原価を上回ることが収益確保の条件となるが、給水原価には設備投資に係る支払利息が含まれるため、投資規模に見合う給水収益を得ることができない場合は、供給単価が給水原価を下回ることもある。	223.71	227.53	232.54	208.70
当年度 減価償却率 (%)	$\frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{有形固定資産+無形固定資産-土地-建設仮勘定+当年度減価償却額}} \times 100$	固定資産に投下された資本の回収状況を判断。数値が高いほど投下資本が貨幣性資産として回収され、資本として内部留保されていることを示す。	4.28	4.29	4.34	3.88
総資本利益率 (%)	$\frac{\text{当年度経常利益}}{(\text{期首総資本}+\text{期末総資本})/2}} \times 100$	投下された総資本がどれだけの利益をあげたかを判断。経営の効率性、収益性を表すもので、数値が高いほど良。	0.03	0.03	-0.07	0.41
営業収支比率 (%)	$\frac{\text{営業収益-受託工事収益}}{\text{営業費用-受託工事費}} \times 100$	料金収入などの営業収益で、通常の事業活動で営業費用をどの程度賄っているかを示すものである。この比率が100%を下回っている場合は、採算割れしていることになり、事業継続上極めて深刻な事態にあるといえる。	95.64	93.92	91.41	93.04

4

2-1 横手市の水道の理想像



5

2-2 水道の種類及び定義について1/2

水道法

水道事業	一般の需要者に応じて水道により供給する事業（100人以下は除く）	
	上水道事業	計画給水人口が5,001人以上
	簡易水道事業	計画給水人口が101人以上5,000人以下
専用水道	寄宿舍、社宅、療養所等における自家用水道 （101人以上の者に居住生活で必要となる水を給水又は最大給水量20m ³ /日を超える水道） ・水道水が水源で容量100m ³ を超える水槽 ・水道水が水源で、口径25mm以上の導管全長が1,500mを超える水道	
貯水槽水道	水道事業の用に供する水道から供給される水道のみを水源とし、専用水道に満たない規模のもの	
	簡易専用水道	受水槽の有効容量が10m ³ を超えるもの
水道用水供給事業	水道により水道事業業者へ用水を供給（卸売）する事業	

6

2-2 水道の種類及び定義について2/2

秋田県小規模水道条例

小規模水道事業	一般の需要者に応じて水道により供給する事業 (計画給水人口30人以上100人以下、最大供給量20m ³ /日以下)
---------	---

秋田県飲用井戸等衛生対策要領

飲用井戸等	上記の法令に該当しない水道（計画給水人口30人未満）	
	一般飲用井戸等	個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に飲用水を供給する水道
	業務用飲用井戸等	官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する水道
	小規模貯水槽水道	水道事業の用に供する水道から供給される水道のみを水源とし、受水槽の有効容量が10m ³ 以下のもの

7

2-3 横手市の浄水場

	名称	水源	設置年度		名称	水源	設置年度
1	大沢浄水場	ダム水、横手川	H7	12	大森浄水場	雄物川、深井戸2井	H17
2	大沢第二浄水場		H26	13	大森前田浄水場	ダム水	H4
3	増田中央浄水場	深井戸2井	H9	14	十文字浄水場	深井戸3井	H7
4	湯野沢浄水場	湧水	H1	15	腕越浄水場	深/浅井戸 各1井	S48
5	醍醐浄水場	深井戸2井	S57	16	三重浄水場	深/浅井戸 各1井	H14
6	平鹿東部浄水場	深井戸2井	S61	17	睦合浄水場	浅井戸1井	S59
7	平鹿西部浄水場	深井戸1井	H12	18	山内南浄水場	湧水	S60
8	雄物川中央浄水場	浅井戸1井	S50	19	山内北浄水場	湧水	S63
9	雄物川東部浄水場	浅井戸1井	S48	20	山内三又浄水場	湧水	S49
10	雄物川西部浄水場	浅井戸1井	S59	21	山内上平野沢浄水場	湧水	S52
11	雄物川大沢浄水場	浅井戸1井	S62				

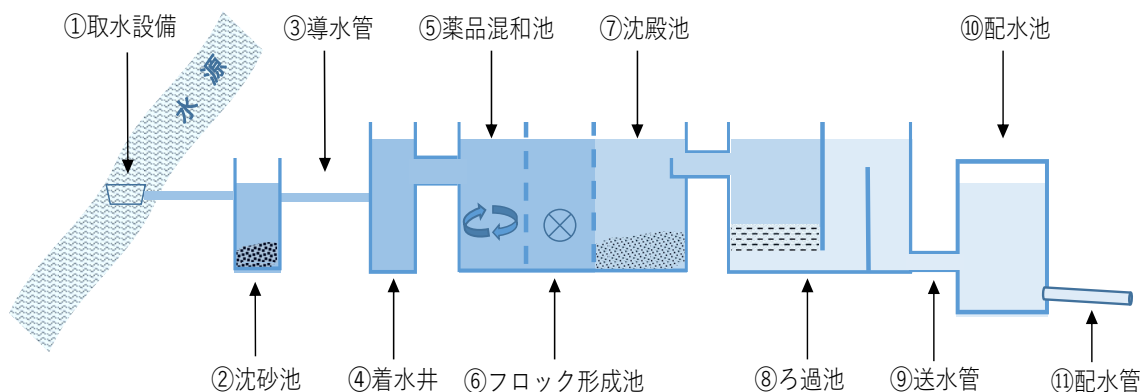
※R7、水道施設共同化事業（岩手県西和賀町－山内黒沢）により黒沢浄水場を廃止

※R8～R9、平鹿東部連絡配水管整備に伴い、6平鹿東部浄水場を廃止予定

※R9、水道施設再編推進事業（雄物川浄水場建設）により7平鹿西部浄水場、8雄物川中央浄水場、9雄物川東部浄水場を廃止予定（一部、予備水源とする）

8

2-4 水道水浄水フロー



令和7年度末現在 市管理水道管（速報値）

（単位：m）

導水管	送水管	配水本管 Φ200mm以上	配水支管 Φ150mm以下	合計
20,271	43,230	75,304	880,418	1,019,223

9

2-5 水道水の水質基準

水道法第4条及び水質基準に関する省令により、以下の項目が基準値以下でなければ水道水として供給できない。

また、蛇口での水道水の残留塩素濃度は0.1mg/L以上とすることが必要である。

項目別	主な基準対象	左記基準値
健康関連 (32項目)	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
	大腸菌	検出されないこと
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下
生活上支障関連 (20項目)	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
	味、臭気	異常でないこと

10

2-6 水道水供給義務等

・水道法第15条

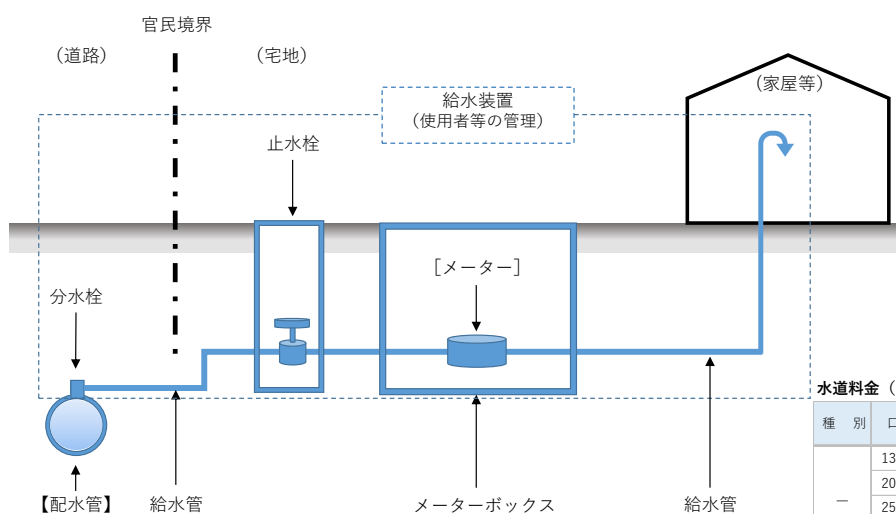
水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申し込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

・同条第3項

水道事業者は、当該水道による給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、・・・その者に対する給水を停止することができる。

11

2-7 給水装置の仕組み



水道加入金 (R1.10.1~) (単位: 円)

メーター口径	加入金	メーター口径	加入金
13mm	55,000	40mm	385,000
20mm	77,000	50mm	660,000
25mm	143,000	75mm	1,100,000
30mm	231,000	100mm	2,200,000

水道料金 (R1.10.1~) (単位: 円)

種 別	口径	基本料金	従 量 料 金 (1㎡につき)				
			1～5㎡	6～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51㎡～
一 般 用	13mm	1,177	基本料金 に含む	99	198	264	275
	20mm	1,540					
	25mm	1,540					
	30mm	2,750					
	40mm	4,730					
	50mm	10,780					
	75mm	19,800					
	100mm	39,600					
公立プール用			-	132			
臨時用			-	473			

注) 【配水管】は市が設置・管理。【メーター】は市が設置し、使用者等が保管
給水装置に係る工事は、指定給水装置工事事業者が使用者等から受託して行うのが基本

12

2-8 当市の水道事業の推移

区分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (速報値)
行政区域内人口 A	人	81,616	79,995	78,175
給水区域内人口	人	81,527	79,908	78,100
給水人口 B	人	68,114	67,100	66,284
普及率 B/A	%	83.46	83.88	84.79
給水件数	件	30,345	30,440	30,366
年間配水量 C	m ³	9,451,570	9,350,835	9,583,850
年間有収水量 D	m ³	7,176,874	7,090,473	6,976,154
有収率 D/C	%	75.93	75.83	72.79
給水収益(税抜き)	千円	1,517,608	1,507,416	1,480,074
(上記前年比)	%	98.98	99.33	98.19

13

3-1 下水道中長期ビジョン基本理念等

基本理念

快適で安全な暮らしを次世代へ みんなでつくる下水道

基本方針

① 快適な暮らしの実現

～衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全～

② 安全で安心な暮らしの実現

～施設機能の適正な維持・更新と災害に負けない管理・業務継続計画～

③ 安定した経営基盤の確立

～人口減少・少子高齢化社会を見据えた持続可能な経営体制～

④ 市民参画の推進

～「見える化」による市民理解の促進と市民と共につくるきれいな横手～

14

3 - 2 生活排水処理施設の種類及び定義1/2

下水道法

※放流水：水質汚濁防止法、区域指定：都市計画法、汚泥：廃棄物処理法

公共下水道（広義）		
公共下水道（狭義）	主として市街地における下水を処理	
単独公共下水道	独自の終末処理場を有する	
流域関連公共下水道	流域下水道へ接続する	
特定環境保全公共下水道	自然公園や農山村等で処理計画人口1,000～10,000人	
特定公共下水道	特定事業者からの処理計画量が全体の2/3以上	
流域下水道	2市町村以上の区域の下水を排除し、処理する下水道幹線管渠、中継ポンプ場及び終末処理場の部分であり、県管理が原則。	
雨水幹線	市街地における洪水防止のために設置される雨水排水路	

15

3 - 2 生活排水処理施設の種類及び定義2/2

浄化槽法

※上水道法と同様の関連法。各省庁の事業補助あり。汚泥は一般廃棄物

農業集落排水施設	農業振興地域内で原則20戸以上、処理計画人口1,000人程度以下（農水省）
林業集落排水施設	林業振興地域内で、処理計画人口1,000人程度以下（林野庁）
小規模集合排水処理施設	10戸以上20戸未満の小規模集落（総務省）
浄化槽設置整備事業	上記区域外等で雑排水対策が必要な区域における個人が設置する合併処理浄化槽設置に対する補助（環境省）
浄化槽市町村整備推進事業	上記区域外等で生活排水の緊急性が高い原則20戸以上の地域等に市町村が合併処理浄化槽を設置し供用する事業（環境省）

16

3 - 3 下水道処理場

公共下水道事業

	名称	区分	供用開始年度
1	横手処理センター	県(流域下水道)	H1

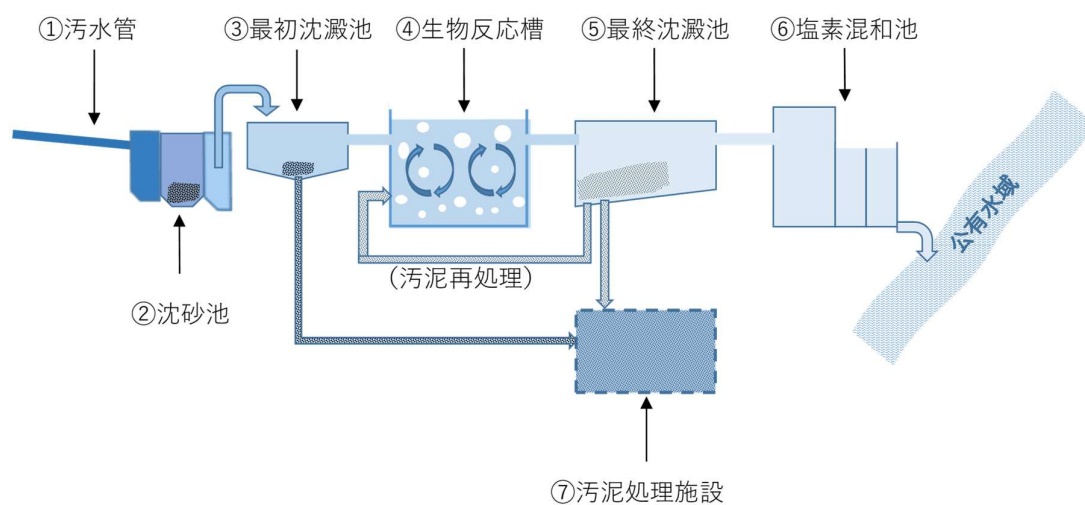
集落排水事業

	名称	区分	供用開始年度
1	金沢浄化センター	農業集落排水施設	H25
2	大森浄化センター	農業集落排水施設	S63
3	十日町浄化センター	農業集落排水施設	H4
4	川西浄化センター	農業集落排水施設	H8
5	上溝浄化センター	農業集落排水施設	H11
6	本郷浄化センター	農業集落排水施設	H15
7	武道浄化センター	林業集落排水施設	H10
8	矢走浄化施設	小規模集合排水処理施設	H7
9	今泉浄化センター	農業集落排水施設	H11
10	植田浄化センター	農業集落排水施設	H18

17

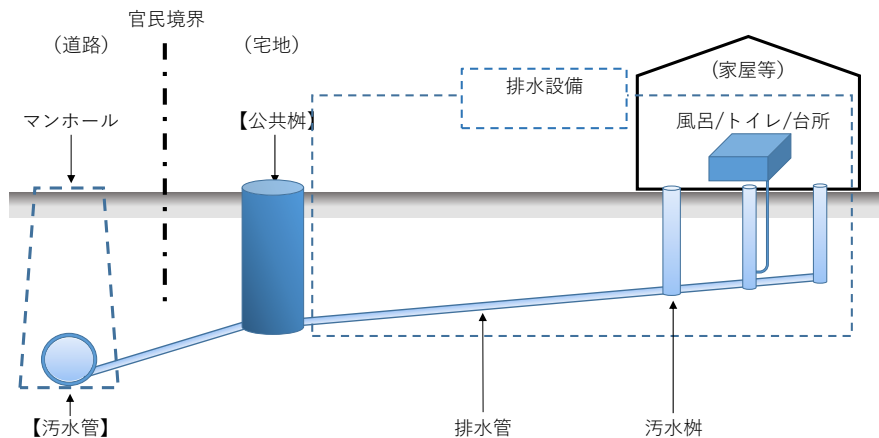
3 - 4 汚水浄化処理フロー

(一般的な標準活性汚泥法)



18

3-5 下水道排水設備（一般家庭・事業所等）



注）【 】部分は市が設置・管理するもの。

下水道使用料（R1.10.1～）

（単位：円）

基本使用料	従量使用料（1㎡につき）						
5㎡まで	6～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～40㎡	41～50㎡	51～100㎡	101㎡～
770.00	154.00	163.90	173.80	183.70	193.60	203.50	213.40

19

3-6 公共下水道接続義務

・下水道法第10条

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他排水施設を設置しなければならない。

- 一 建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者
- 二 建築物の敷地でない土地にあっては、当該土地の所有者

・同法第11条の3

処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有するものは、・・・下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

20

3 - 7 公共下水道及び集落排水事業の推移

区分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (速報値)
行政区域内人口		人	81,616	79,995	78,175
全体計画人口		人	45,140	45,140	45,140
処理区域内人口		人	48,942	48,265	47,344
水洗化人口		人	38,354	38,064	37,640
行政区域面積		Ha	69,280	69,280	69,280
処理区域面積		Ha	2,326	2,330	2,333
普及率	人口普及率	%	59.97	60.34	60.56
	水洗化率	%	78.37	78.86	79.50
下水道管渠総延長		Km	426	426	428
終末処理場数		か所	10	10	10
処理場処理能力		m ³ /日	3,660	3,660	3,660
年間総処理水量		m ³	5,017,545	5,026,752	5,158,126
	汚水処理水量	m ³	5,017,545	5,026,752	5,158,126
	雨水処理水量	m ³	0	0	0
一日平均処理水量		m ³	13,709	13,772	14,131
年間有収水量		m ³	4,382,852	4,363,889	4,333,825
有収率		%	87.35	86.81	84.02

21